

商工会・商工会議所 連携保証料割引制度

滋賀県信用保証協会は
商工会・商工会議所の経営指導を受けられる
事業者の方の保証料負担の軽減を行い、
安定的な資金の確保を図るとともに、
商工会・商工会議所、金融機関と連携して
経営支援を行います。

©光プロダクション

対象となる方

- ①滋賀県信用保証協会の保証対象要件に該当する事業者で、1期(6か月)以上の決算を実施している法人および個人
- ②条件変更等による借入金の返済緩和を実施していない
- ③商工会・商工会議所の経営指導員等による経営指導を6か月以上受けている事業者

創業関連保証

(単位：%)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基準保証料率	1.00								
適用保証料率	0.90								

※会計参与設置会社割引 0.1%は利用可能です。

保証料計算については
こちらから



小口零細企業保証(全国小口保証)

(単位：%)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基準保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
適用保証料率	1.98	1.80	1.62	1.44	1.21	0.99	0.81	0.63	0.45

※有担保割引 0.1%、会計参与設置会社割引 0.1%は利用可能です。

保証料計算については
こちらから



必要書類

- ①商工会・商工会議所連携保証料割引制度推薦依頼書
- ②推薦調査書



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会

〒520-0806 大津市打出浜2-1 「コラボしが21」7・8階

お問い合わせ

保証部 保証第1課・保証第2課・創業支援課

TEL(077)511-1321/1322/1320

FAX(077)524-7030

<https://www.cgc-shiga.or.jp>